

建築物の耐震診断の結果を報告される方へ（ご案内）

— 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項 — （要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告について）

耐震診断の義務付け対象建築物について

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（耐震改修促進法）の一部を改正する法律が、平成25年11月25日に施行され、大規模な建築物については、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に対して報告することが義務付けられました。すでに耐震診断済みの建築物又は耐震改修済みの建築物の所有者も、その結果を報告する必要があります。

事前協議について

報告の前に、所有する建築物が耐震診断の結果の報告が必要かどうか、あらかじめ岡山市に対して事前協議をしてください。

事前協議には次の書類をご用意ください。協議終了後、その結果を記した事前協議書（様式1）に岡山市の受付印を押印し、その写しをお返しします。

ご用意いただく書類	記入内容など
事前協議書（様式1）	氏名、住所、連絡先等、必要事項を記入してください。
委任状（任意様式）	協議者が、所有者本人以外の場合に添付してください。 （所有者である法人の代表者が、その法人に所属する者（従業員等）に委任する場合を除きます。）
建築基準法の規定に適合し、なおかつ適切に維持管理していることを証する書面等	確認済証及び検査済証の写し、確認済みであることの証明書、建築計画概要書の写し、定期調査報告書の写し等をご用意ください。
付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図	建築物の用途や規模、建築の経緯、確認済証及び検査済証の交付番号と日付等、それぞれの図面に必要事項を記入してください。
その他市長が必要と認めた書面	判断に当たって、必要な情報が不足している場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

※注意

国土交通省が行う補助制度「耐震対策緊急促進事業」に基づいて、「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」（以下「確認書」といいます。）を岡山市長から交付されている場合は、確認書の写しの提出をもって事前協議に代えることができます。

報告書の提出について

事前協議の結果、所有する建築物が耐震診断の結果の報告が必要と判断された場合には、耐震診断を実施し、その結果を岡山市に報告してください。

報告には次の書類をご用意ください。報告書は2部提出してください。報告書受理の際、岡山市の受付印を押印して1部お返しします。

ご用意いただく書類	記入内容など
報告書（第21号様式）	必要事項を記入してください。
委任状（任意様式）	報告者が、所有者以外の場合に添付してください。
事前協議の結果を記した事前協議書の写しとそれに添付した書類の写し	事前協議書の写しに代えて「確認書」とその添付図書の写しを提出いただいてもかまいません。
耐震診断実施者が有資格者であることを証する書面	平成25年11月25日以降に耐震診断を実施する場合に添付してください。（法律に規定する資格を有する者による耐震診断の実施が必要です。）
第三者判定機関が発行した耐震診断結果の判定書及びこれに付属する判定概要書の写し	耐震診断の結果が、法律に規定する技術指針事項に適合することを証するものとして添付を求めるものです。なお、すでに耐震改修工事を実施した建築物については、耐震改修計画についての判定書及びこれに付属する判定概要書の写しを添付してください。
建築物の耐震改修工事の施工状況報告書（様式2）	すでに耐震改修工事を実施した建築物について、耐震改修計画のとおり適切に施工されているかを確認します。
その他市長が必要と認めた書面	報告書の受理に当たって、必要な情報が不足している場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

事前協議及び報告に関する注意事項

- ・事前協議及び報告手続きに係る手数料は不要です。
- ・事前協議において、必要に応じて現地の状況を確認させていただくことがあります。
- ・建築基準法の規定（特に耐震関係規定）に適合していない建築物に係る報告書は受理することができません。

問い合わせ・協議書及び報告書の提出先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市建築指導課 建築安全推進係
電話 086-803-1445（直通）